

当裁判所昭和二七年（才）第四四七号建物引渡請求事件につき、当裁判所が昭和二九年四月二〇日言渡した判決に対し、抗告人から抗告の申立があつたが、当裁判所の判決に対しては抗告は許されないものであるから、裁判官全員の一致で、次とおり決定する。（なお異議の申立と見ても理由なきものである）。

主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

昭和二九年五月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上	登
裁判官	島		保
裁判官	小	林	俊
裁判官	本	村	三
		善	太郎